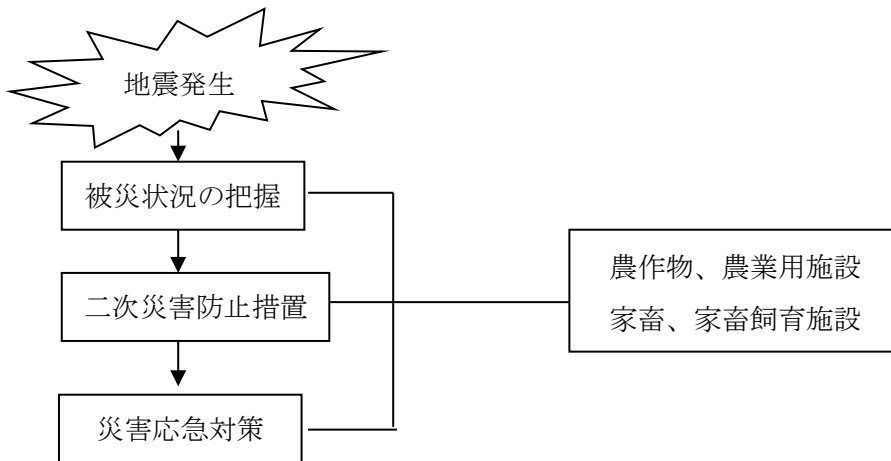


## 第12章 農業災害応急計画

### 1. 計画の概要

地震による農作物等の被害、農業用施設の損壊、家畜の死亡及び飼養施設の損壊等に対応するため、町、県及び農業関係団体等が実施する災害応急対策について定める。

### 2. 農業災害応急対策計画フロー



### 3. 被害状況の把握

町は、県及び農業協同組合等の農業関係団体と連携し、国の関係機関の協力を得て、山形県農林水産業被害報告取りまとめ要領に基づき、速やかに被災状況を把握する。

### 4. 二次災害防止措置

町は、二次災害を防止するために必要と認めるときは、次の措置をとる。

#### (1) 農作物及び農業用施設

農業協同組合等農業関係団体及び農家に対し、余震等による農舎、園芸ハウス等の倒壊防止措置並びに農業用燃料及び農薬の漏出防止措置をとるよう指導又は指示を行う。

#### (2) 家畜及び家畜飼養施設

農業協同組合等農業関係団体及び農家に対し、余震等による畜舎の二次倒壊防止、生存家畜の速やかな救出措置、家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲並びに収容による町民への危害防止措置をとるよう指導又は指示を行う。

### 5. 災害応急対策

町は、県及び農業協同組合等の農業関係団体と連携し、次の応急対策を講じ又は関係者を指導する。

#### (1) 農作物及び農業用施設

町は、県庄内総合支庁及び農業協同組合等の農業関係団体と連携し、農作物及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者を指導する。

- ① 農作物の病虫害発生予防措置
- ② 病虫害発生予防等用薬剤の円滑な供給
- ③ 応急対策用農業用資機材の円滑な供給

- ④ 農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導
- ⑤ 種苗の供給体制の確保

(2) 家畜及び家畜飼養施設

町は、県及び農業協同組合等の農業関係団体と連携・協力し、次の応急対策を講じ又は関係機関に要請等を行う。

- ① 死亡家畜の円滑な処分及び廃用家畜の緊急と殺処分
  - (ア) 家畜死体の受け入れ体制の確保
  - (イ) 家畜死体の埋却許可
  - (ウ) 傷害による廃用家畜の緊急と殺に対する検査(山形県庄内食肉衛生検査所)
  - (エ) 家畜廃用認定(庄内農業共済組合)
  - (オ) 家畜緊急輸送車両の確保(庄内家畜商業協同組合)
- ② 家畜伝染病発生及び蔓延防止のための予防接種、畜舎消毒等
  - (ア) 家畜飼養農家に対する指導(山形県庄内家畜保健衛生所)
  - (イ) 被災家畜の健康診断及び畜舎消毒(山形県庄内家畜保健衛生所)
  - (ウ) 家畜伝染病予防接種体制の確保(山形県畜産協会)
- ③ 動物用医薬品及び器材の円滑な供給(山形県動物薬品器材協会)
- ④ 家畜飼料及び飼養管理用資器材の円滑な供給(全農山形県本部、山形県酪農業協同組合、山形県配合飼料価格安定基金協会)